3　総合評価に関する事項等
⑴　総合評価及び落札者決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～70点）の合計を入札価格で除した数値（以下､「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。
㋐から㋑Ⅱについては第１号㋐から㋑Ⅱに同じ。
Ⅲ　評価項目及び得点配分　評価項目（①～⑥）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑥における評価点の合計点を加算点とする。
１）施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性：15点（３段階評価）
②　施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）
２）技術提案（加算点）
◆工事目的物の性能・機能に関する事項
③　品質の向上
③－１　増設管、取水管周りにおける充填コンクリートの確実な充填方法：20点（11段階評価）
③－２　減勢工コンクリートの品質向上に関する施工方法：10点（11段階評価）
③－３　減勢工導流壁曲線部分、副ダム曲線部分の平滑で不陸の少ない施工方法：10点（11段階評価）
◆社会的要請に関する事項
④　特別な安全対策
基礎掘削土運搬、コンクリート運搬における公道上の一般交通に対する安全対策：５点（５段階評価）
◆総合的なコストに関する事項及び施工計画
⑤　施工上配慮すべき事項
⑤－１　基礎掘削を実施する際の、近接するダム管理施設、発電施設に影響を与えない掘削方法：10点（11段階評価）
⑤－２　出水時における仮締め切り内工事の安全対策：10点（11段階評価）
⑥　契約後ＶＥにつながる基本的な考え方：５点（６段階評価）
契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなくコスト縮減が可能となる技術提案につながる基本的な考え方。
㋒から⑷までについては第１号㋒から⑷までに同じ。
4　入札手続等
⑴から⑸①までについては第１号⑴から⑸①までに同じ。
②　開札の日時及び場所
平成24年10月１日13時30分
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号福岡第二合同庁舎　九州地方整備局契約課入札室
⑹については第１号⑹に同じ。
5　その他
⑴から⑮までについては第１号⑴から⑮までに同じ。
6　Summary
⑴ and ⑵　is the same above notice no. 1
⑶　Subject matter of the contract : Construction work for energy dissipator Tsuruda Dam
⑷, ⑸ and ⑹　is the same above notice no. 1

○第４号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東九州道（佐伯～蒲江）長谷橋上部工工事
⑶　工事場所　大分県佐伯市大字長谷地内
⑷　工事内容
橋梁形式：鋼２径間連続鋼床版箱桁橋
延長：Ｌ＝203m
架設工法：ベント併用クローラクレーン架設
⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年６月30日まで
⑹　使用する主要な資機材
鋼材：約1,420ｔ
⑺については第１号⑺に同じ。
⑻から⑼までについては第３号⑻から⑼までに同じ。
⑽から⑾までについては第１号⑼から⑽までに同じ。
⑿については第３号⑿に同じ。
⒀については第１号⑾に同じ。
⒁　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合で、次の事項に該当する場合は、構成員全てに入札説明書４．⑸に定める技術者とは別に、入札説明書４．⑸に定める要件と同一の要件（入札説明書４．⑸なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で現場に配置することとする。
・九州地方整備局の発注した鋼橋上部工事のうち、平成20年４月１日以降に完成した工事がある場合、工事成績評定通知書の評定点の平均が77点未満の場合。
⒂から⒃までについては第１号⒀から⒁までに同じ。
⒄　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、鋼橋上部及び鋼製橋脚溶接部の品質確保の観点から、工場製作における完全溶け込み溶接継手部の検査に対して、請負者の費用により、全数非破壊検査を実施するものとし、更に、請負者による全数非破壊検査が終了（合格）した溶接継手部に対して、発注者の費用により、監督職員等の立会の下、第三者検査機関による非破壊検査（超音波探傷検査）を実施する。
⒅については第３号⒄に同じ。
⒆については第１号⒃に同じ。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年７月６日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から東九州道（佐伯～蒲江）長谷橋上部工工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。
⑴については第１号⑴に同じ。
⑵　九州地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶については第１号⑶に同じ。
⑷　平成10年度以降に、元請けとして次に掲げるア）及びイ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
但し、ア）及びイ）は同一工事とする。
ア）道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
イ）橋梁形式が鋼連続鋼床版箱桁橋で、最大支間長が75m以上であること。
但し、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の実績を有すること。
なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。
①については第１号⑸①に同じ。
②　平成10年度以降に、元請けの技術者として、上記に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。
また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。
なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
③については第１号⑸③に同じ。
⑹から⑼までについては第１号⑹から⑼までに同じ。